

令和2年度

定期監査結果報告書

新座市監査委員



新監発第207号
令和3年3月29日

新座市長 並木 傑 様

新座市監査委員 松本 四郎

新座市監査委員 鈴木 明子

令和2年度定期監査の結果について（報告）

地方自治法第199条第4項の規定による令和2年度定期監査を、新座市監査基準に準拠して実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり報告します。

なお、監査の結果において、措置を求める事項及び意見として述べる事項はありませんが、口頭講評事項に対して改善等を講じたものは、令和3年4月23日（金）までに御報告ください。

1 監査の着眼点

財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているか。また、経営に係る事業の管理が合理的かつ効率的に行われているか。

2 監査の主な実施内容

令和2年4月1日から同年9月30日までを対象期間とし、事務事業の効率的な執行及び予算の執行状況について、監査を実施した。

また、重点監査項目は「一者特命の随意契約について」とした（※）。

※ 「一者特命の随意契約について」

随意契約の内、管財契約課を通さずに行っている一者特命の随意契約について、経済性、効率性、有効性について適正に行われているか調査した。

具体的には、所管課に調査対象となる契約について調書の作成を依頼し、抽出で契約書等の原本調査をし、業者選定及び契約が、新座市契約規則にのっとり、適正かつ公正に行われているかを確認した。

調査対象は、10万円以上130万円未満の工事、5万円以上50万円以下の業務委託（物品修繕を含む）及び5万円以上80万円以下の物品購入（印刷製本を含む）のほか、本来は、管財契約課案件となるはずの契約で、特別な理由をもって所管課で処理した案件とした。

なお、調査に当たっては、調書及び関係書類の提出を求め、ヒアリングを行った。

3 監査の実施場所及び日程

実施場所	日付 (令和3年)	対象等
監査委員室	1月7日	都市整備部
	1月13日	総合福祉部、こども未来部
	1月19日	総務部、いきいき健康部、オンブズマン室
	1月22日	上下水道部、出納室、市議会事務局、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局、農業委員会事務局、固定資産評価審査委員会
	1月27日	教育総務部、学校教育部
	2月2日	総合政策部、市民生活部、公平委員会
	2月3日	財政部
市長公室	2月8日	監査委員講評

4 監査対象部局及び監査の結果

(1) 財務に関する事務の執行又は経営に関する事業の管理について

ア 総合政策部

政策課、シティプロモーション課、秘書広聴課、地下鉄12号線延伸促進室、オリンピック・パラリンピック推進室及び公共施設マネジメント推進室

○ 監査の結果

措置を求める事項及び意見として述べる事項はないが、口頭講評とすべき事項としては、次のとおりである。

シティブロモーション課

- ・ 業務委託変更契約書がない状態での支出負担行為額の変更について

新座市観光プラザ管理業務委託契約において、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のため業務を一部中止し、契約額を減額したが、変更契約書を交わさず、相手方からの見積書に基づき、支出負担行為変更決議書を作成し、決裁が下りていたものである。

予算の執行管理において、担当が行った業務を上席がチェックし、何が必要なかを正確に把握した上で、慎重かつ適切な事務の執行に努めていただきたい。

イ 総務部

総務課、人事課、人権推進課、情報システム課及び危機管理課

○ 監査の結果

措置を求める事項、意見として述べる事項及び口頭講評とすべき事項はない。

ウ 財政部

財政課、管財契約課、施設営繕課、市民税課、資産税課及び納税課

○ 監査の結果

措置を求める事項、意見として述べる事項及び口頭講評とすべき事項はない。

エ 市民生活部

経済振興課、市民課、環境課、交通防犯課及び地域活動推進課

○ 監査の結果

措置を求める事項、意見として述べる事項及び口頭講評とすべき事項はない。

オ 総合福祉部

福祉政策課、生活支援課、障がい者福祉課、児童発達支援センター、特別定額給付金室及び福祉の里

○ 監査の結果

措置を求める事項、意見として述べる事項及び口頭講評とすべき事項はない。

カ こども未来部

こども支援課、保育課及びこども給付課

○ 監査の結果

措置を求める事項、意見として述べる事項及び口頭講評とすべき事項はない。

キ いきいき健康部

長寿はつらつ課、介護保険課、国保年金課及び保健センター

○ 監査の結果

措置を求める事項及び意見として述べる事項はないが、口頭講評とすべき事項としては、次のとおりである。

介護保険課

- ・ にいぎ元気アップウォーキング及び介護予防ウォーキング並びににいぎ元気アップ広場の傷害保険の不要な加入等について

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、表記のウォーキング事業及びにいぎ元気アップ広場の開催中止を決定していたが、必要のない保険に加入し、傷害等保険料を支出していた。また、当該保険の契約解除手続及びそれに伴う保険料返還の手続を行っておらず、監査委員事務局の指摘を受けて返還手続を行ったものである。結果として、最低保険料20,000円が不要な支出となった。

事業に係る予算は的確に把握し、適切な執行に努めていただきたい。

ク 都市整備部

まちづくり計画課、道路課、建築開発課、みどりと公園課、新座駅北口
土地区画整理事務所、大和田二・三丁目地区土地区画整理事務所及び（仮
称）大和田・坂之下橋整備事業推進室

○ 監査の結果

措置を求める事項、意見として述べる事項及び口頭講評とすべき事項
はない。

ケ 上下水道部

水道業務課、水道施設課及び下水道課

○ 監査の結果

措置を求める事項、意見として述べる事項及び口頭講評とすべき事項
はない。

コ 教育総務部

教育総務課、生涯学習スポーツ課、生涯学習センター、歴史民俗資料館、
中央公民館及び中央図書館

○ 監査の結果

措置を求める事項、意見として述べる事項及び口頭講評とすべき事項
はない。

サ 学校教育部

学務課、教育支援課及び教育相談センター

○ 監査の結果

措置を求める事項及び意見として述べる事項はないが、口頭講評とす
べき事項としては、次のとおりである。

学務課

- ・ 新座市入学準備金・奨学金貸付条例に基づく奨学金貸付金の不適
切な事務について

奨学金貸付金について、平成27年度に新座市入学準備金・奨学
金貸付条例（以下「条例」という。）第11条に基づく奨学金返還
免除申請が行われたにもかかわらず、現在に至るまで、「新座市入
学準備金・奨学金貸付条例施行規則に係わる事務取扱いについて」
（教育長決裁平成6年8月10日）（以下「事務取扱要領」とい

う。)に基づいた事務が行われず、免除の可否について決定がされていない事実は不誠実であり、残念である。本件について、早急な対応を求めるとともに、貸付事務について、条例、新座市入学準備金・奨学金貸付条例施行規則、事務取扱要領等、規定にのっとった適切な運用をしていただきたい。

シ その他部局

オンブズマン室、出納室、市議会事務局、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局、農業委員会事務局、公平委員会及び固定資産評価審査委員会

○ 監査の結果

措置を求める事項及び意見として述べる事項はないが、口頭講評とすべき事項としては、次のとおりである。

選挙管理委員会事務局

- ・ 新座市長選挙に伴う選挙事務人員派遣（庶務業務）契約（単価）における休日派遣料金について

新座市長選挙に伴う選挙事務人員派遣（庶務業務）契約（単価）について、契約書に記載のない35%増しの時間単価で派遣料金が支出されていることが判明した。

この支出について確認したところ、労働者派遣契約書において、休日出勤をした場合の時間単価（基本単価）の35%増しについて、記載することを失念していたとのことであった。

支出の妥当性に疑義を持たれぬよう契約手続等の漏れに注意するとともに、適切な支出に努めていただきたい。

(2) 重点監査項目について

調査の結果は、次頁の表に示したとおりであるが、調査対象とした所管課案件の一者特命の随意契約のうち、抽出して調査したものは、業務委託が263件中56件、工事が36件中14件、修繕が24件中9件、修繕以外の需用費が98件中30件、備品購入が7件中2件、合計が428件中111件である。

一者特命の随意契約とした理由は、新座市契約規則第32条の2第1項ただし書により、特命発注が可能な場合に該当し、おおむね問題はないことが確認できた。

ただし、標識設置工事（支出額473,000円）1件について、工事現

場周辺の標識の設置業者であり、業務に精通していることを理由に一者特命で契約していたが、仕様書等関連書類を抽出して調査したところ、緊急性や工事の特殊性といった内容もなく、十分な理由とは言えなかった。

本来、契約においては、競争性を確保すべきであり、一方特命の随意契約を行うに当たっては、その理由の精査において、経済性、効率性、有効性について疑義が生じぬよう、一層の注意を払っていただきたい。

重点監査項目の調査結果

①委託	一者特命随契の件数	263	④修繕 以外の 需用費	一者特命随契の件数	98
	抽出して監査した件数	56		抽出して監査した件数	30
	指摘事項があった件数	0		指摘事項があった件数	0
②工事	一者特命随契の件数	36	⑤備品 購入費	一者特命随契の件数	7
	抽出して監査した件数	14		抽出して監査した件数	2
	指摘事項があった件数	1		指摘事項があった件数	0
③修繕	一者特命随契の件数	24	①～⑤の 総数	一者特命随契の件数	428
	抽出して監査した件数	9		抽出して監査した件数	111
	指摘事項があった件数	0		指摘事項があった件数	1